

用語の定義（法2条関係）

◆法2条6号ロに基づく建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃烧するおそれのない部分

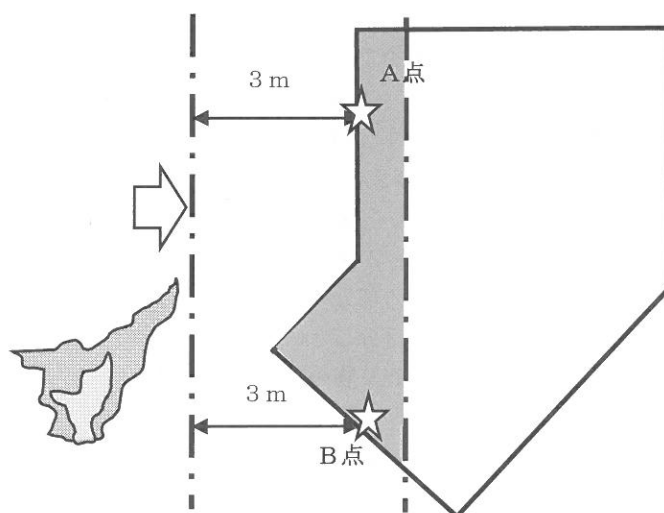
（令2・2・27国交通告197）

概 要

建築物に火災が発生した場合に、隣地境界線等から建築物を階数に応じて一定の距離以上離すことで隣接建築物への延焼を防止することとしています。その場合でも、火災部分と建築物との相対する角度によって火熱の伝播は異なります。また、隣接建築物の高さによっても火災時の火熱の伝播が異なります。そのため、火災部分と建築物との相対する角度と隣接建築物の高さによって、火熱により建築物が燃烧するおそれのない部分を定めています。

延焼のおそれのある部分の定義において、隣地境界線等と建築物との位置関係により、火熱による熱影響が異なるため、法2条6号ロにより、建築物が燃烧するおそれのない部分を定めており、本告示が発出されています。

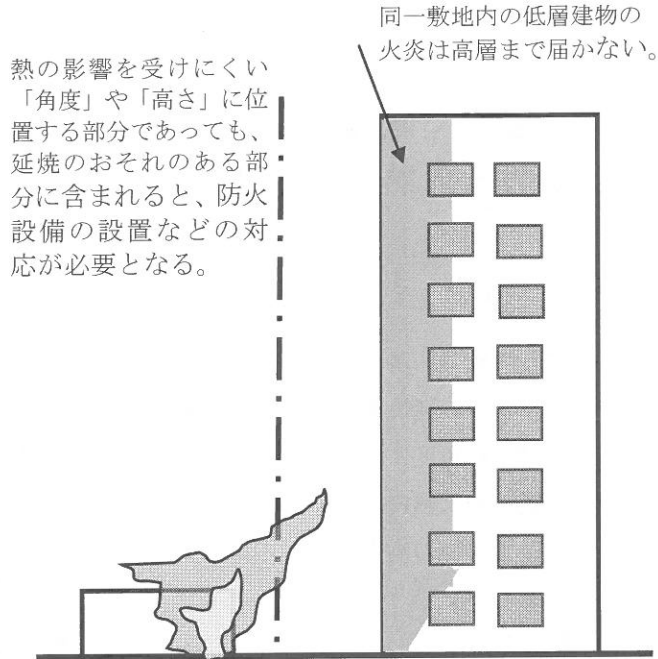
図：延焼のおそれのある部分（配置図）



B点は火源に対して正対していないため、火源からの距離が同じA点よりも熱影響は小さい。

第1 総 則

図：延焼のおそれのある部分（立面図）



○同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁の中心線の場合

一 隣地境界線等（法第2条第6号に規定する隣地境界線等をいう。以下同じ。）が同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線であって、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物（以下単に「他の建築物」という。）が主要構造部が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第107条各号、同令第107条の2各号、同令第108条の3第1項第1号イ及びロ若しくは同令第109条の3第1号若しくは第2号に掲げる基準に適合する建築物又は同令第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物である場合 次のいずれにも該当する建築物の部分

イ 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに次の式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある当該建築物の部分

$$d = \max \{ D, A (1 - 0.000068 \theta^2) \}$$

この式において、 d 、 D 、 A 及び θ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 隣地境界線等からの距離（単位 m）

D 次の表の上欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値（単位 m）

第1 総 則

1 階	2.5
2 階以上	4

A 次の表の上欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値（単位 m）

1 階	3
2 階以上	5

θ 建築物の外壁面（隣地境界線等に面するものに限る。）と当該隣地境界線等とのなす角度のうち最小のもの（当該外壁面が当該隣地境界線等に平行である場合にあつては、零とする。）（単位 度）

ロ 他の建築物の地盤面から、次の式によって計算した他の建築物の地盤面からの高さ以下にある建築物の部分

$$h = h_{\text{low}} + H + 5\sqrt{\{1 - (S/d_{\text{floor}})^2\}}$$

（この式において、 h 、 h_{low} 、 H 、 S 及び d_{floor} は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

h 他の建築物の地盤面からの高さ（単位 m）

h_{low} 他の建築物の高さ（単位 m）

H 次の表の上欄に掲げる他の建築物の高さの区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる数値（単位 m）

5 m未満	5
5 m以上	10

S 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの（単位 m）

d_{floor} イに規定する隣地境界線等からの距離のうち最大のもの（単位 m）

POINT

五 本告示一は、同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500m²以内の建築物は、1の建築物とみなします。）を対象としています。2以上の建築物の相互の外壁間

第1 総 則

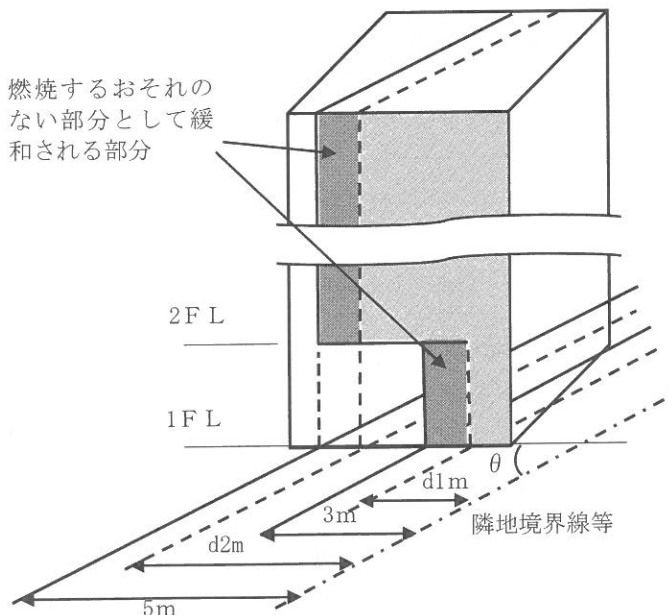
の中心線に面する他の建築物が、その主要構造部が耐火構造若しくは準耐火構造であるか又は不燃材料である場合において該当します。

本告示一イは、対象となる建築物が、火源に対して正対している場合に比べて、角度がある場合の熱影響が小さいことから、隣地境界線等から一定の水平距離以内の部分を、火熱の影響範囲として、それ以外は、燃焼のおそれのない部分としています。

本告示一ロは、例えば低層建築物の倉庫や自動車に火災が発生しても、隣接する高層建築物の高層部分には火熱が影響しないため、同一敷地内の場合は、他の建築物の高さに応じて燃焼のおそれのない部分を規定します。なお、本告示一イ及びロのいずれにも該当させます。

また、令107条各号は耐火性能に関する技術的基準、令107条の2各号は準耐火性能に関する技術的基準、令108条の3第1項1号は耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準で耐火性能検証法によるもの、令109条の3は主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準、令136条の2第1号口若しくは第2号口は防火地域又は準防火地域内の建築物の壁、柱、床その他の部分及び防火設備の性能に関する技術的基準のうち、防火地域内の建築物の主要構造部等の延焼防止のための防火性能です。

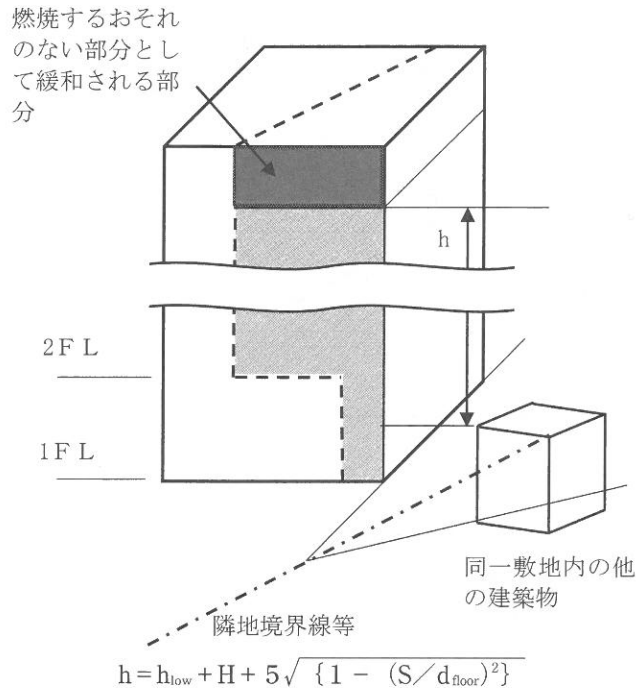
図：火熱の影響と建築物の相対角度の関係



第1 総 則

$$d = \begin{cases} d1 = \max [2.5, 3 (1 - 0.000068) \theta^2] & \leftarrow 1 \text{ 階の場合} \\ d2 = \max [4, 5 (1 - 0.000068) \theta^2] & \leftarrow 2 \text{ 階以上の場合} \end{cases}$$

図：火熱の影響と建築物の高さの関係



〇一号以外の場合

- 二 前号に掲げる場合以外の場合 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに前号イに掲げる式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある建築物の部分

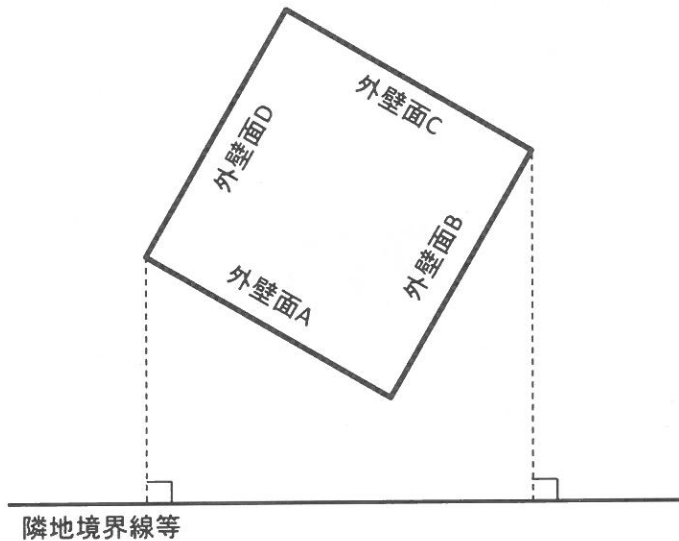
POINT

本告示二は、本告示一以外の場合として、他の敷地との隣地境界線や道路との関係について規定しています。この場合は、本告示一イが適用されます。

- ① 建築物の外壁面のうち、隣地境界線等に面するものとは、隣地境界線等から鉛直方向に立ち上げ鉛直面に対して建築物を投影した際に含まれる外壁面のことを指します。以下の平面図の場合、外壁面A及び外壁面Bが、隣地境界線等に面する外壁面となります。

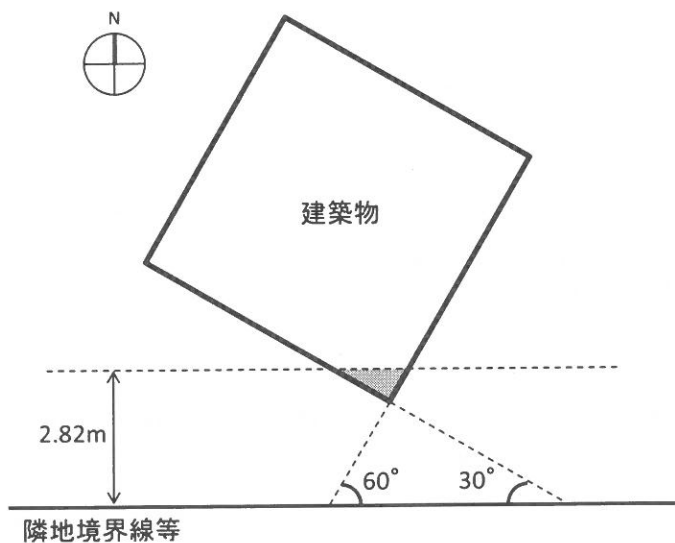
第1 総 則

図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化①



- ② 本告示一イにおける建築物の部分とは、建築物の1階部分における本告示一イに示す部分は、 d の式において $A = 3$ 、 $\theta = 30$ を代入し計算すると、 $d = 2.82$ となることから、以下の平面図の網がけ部分となります。

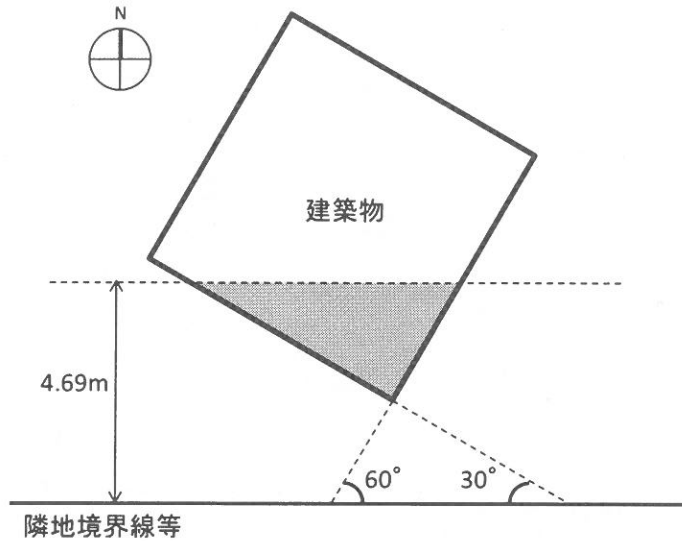
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(2の1)



建築物の2階以上の部分における本告示一イに示す部分は、 d の式において $A = 5$ 、 $\theta = 30$ を代入し計算すると、 $d = 4.69$ となることから、以下の平面図の網がけ部分となります。

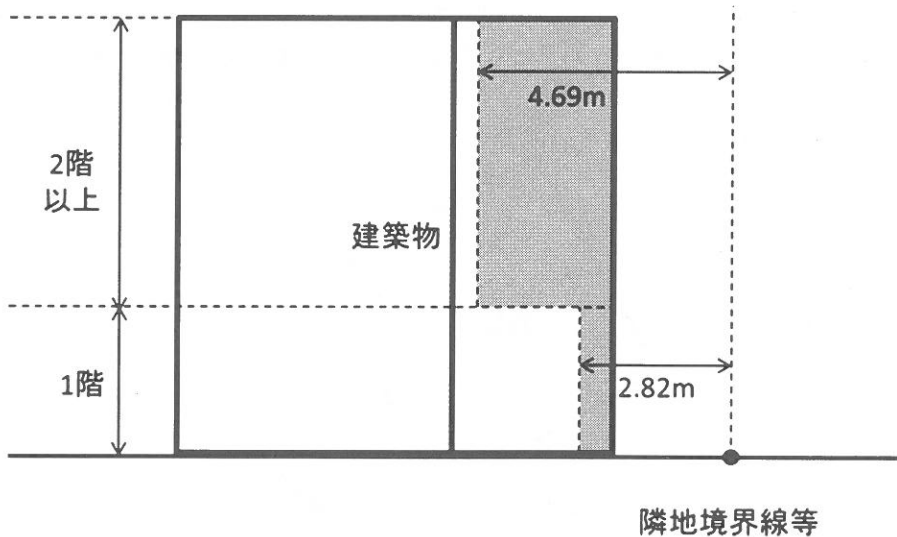
第1 総 則

図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(2の2)



西立面図で見た場合、本告示一イに示す部分は、以下の網がけ部分となります。

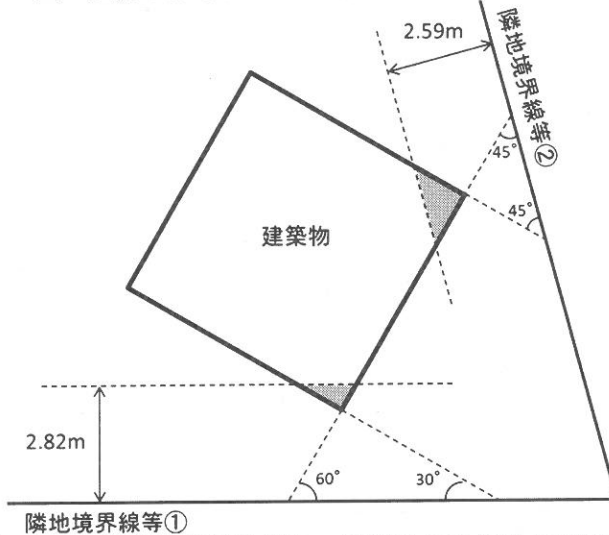
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(2の3)



- ③ 階数が1の建築物が2つの隣地境界線等に対して配置されている場合、本告示一イにおける建築物の部分とは、隣地境界線等①からの距離 d は、式に $A = 3$ 、 $\theta = 30$ を代入し計算すると、 $d = 2.82$ となり、隣地境界線等②からの距離 d は、式に $A = 3$ 、 $\theta = 45$ を代入し計算すると、 $d = 2.59$ となることから、当該建築物の本告示一イに示す部分は以下の平面図の網がけ部分となります。

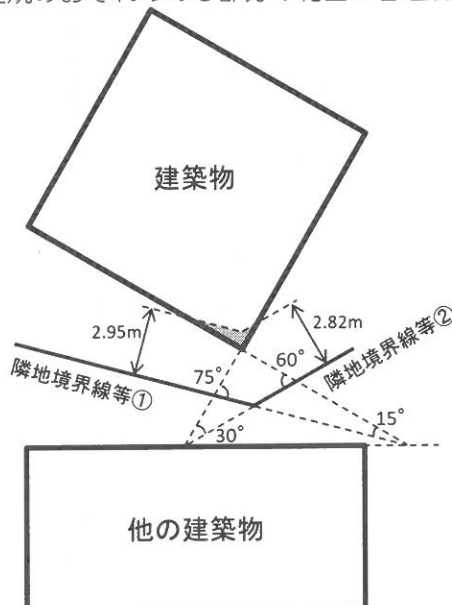
第1 総 則

図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化③



- ④ 同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じている場合、本告示一イにおける建築物の部分とは、建築物の1階部分について、隣地境界線等①からの距離 d は、式に $A = 3$ 、 $\theta = 15$ を代入し計算すると、 $d = 2.95$ となり、隣地境界線等②からの距離 d は、式に $A = 3$ 、 $\theta = 30$ を代入し計算すると、 $d = 2.82$ となることから、当該建築物の本告示一イに示す部分は以下の平面図の網がけ部分となります。

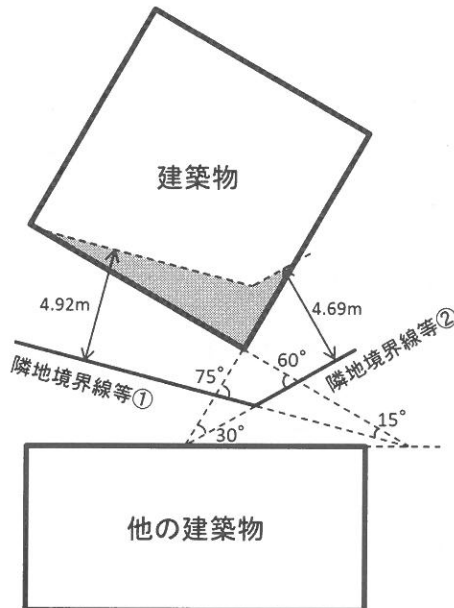
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(4の1)



第1 総 則

建築物の2階以上の部分について、隣地境界線等①からの距離 d は、式に $A = 5$ 、 $\theta = 15$ を代入し計算すると、 $d = 4.92$ となり、隣地境界線等②からの距離 d は、式に $A = 5$ 、 $\theta = 30$ を代入し計算すると、 $d = 4.69$ となることから、当該建築物の本告示一イに示す部分は以下の平面図の網がけ部分となります。

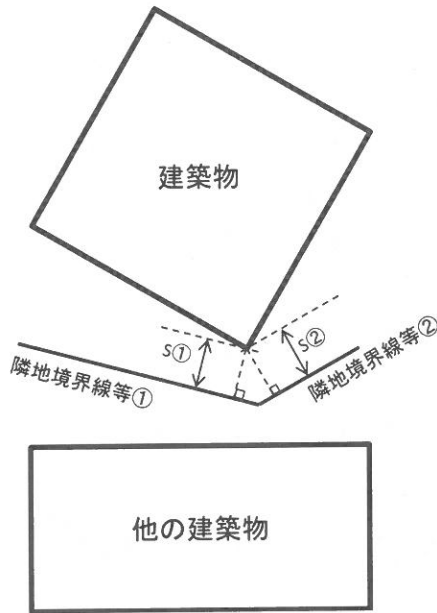
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(4の2)



- ⑤ 同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じている場合、本告示一口の式における「S 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの」とは、「建築物から隣地境界線等①までの距離のうち最小のもの」を求める場合、Sは以下の平面図のS①となり、「建築物から隣地境界線等②までの距離のうち最小のもの」を求める場合、Sは以下の平面図のS②となります。

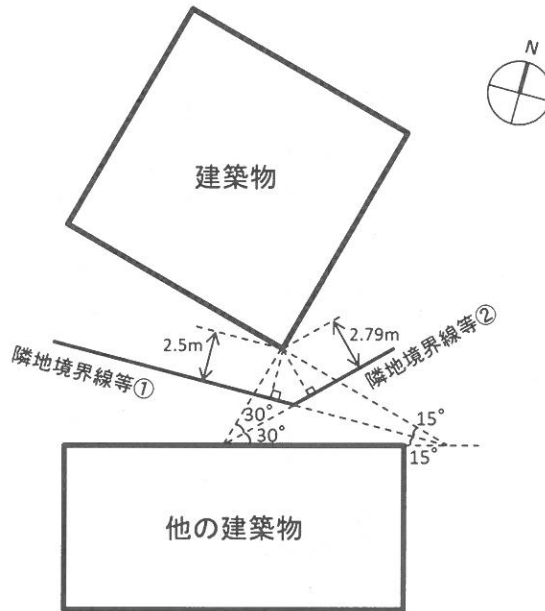
第1 総 則

図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化⑤



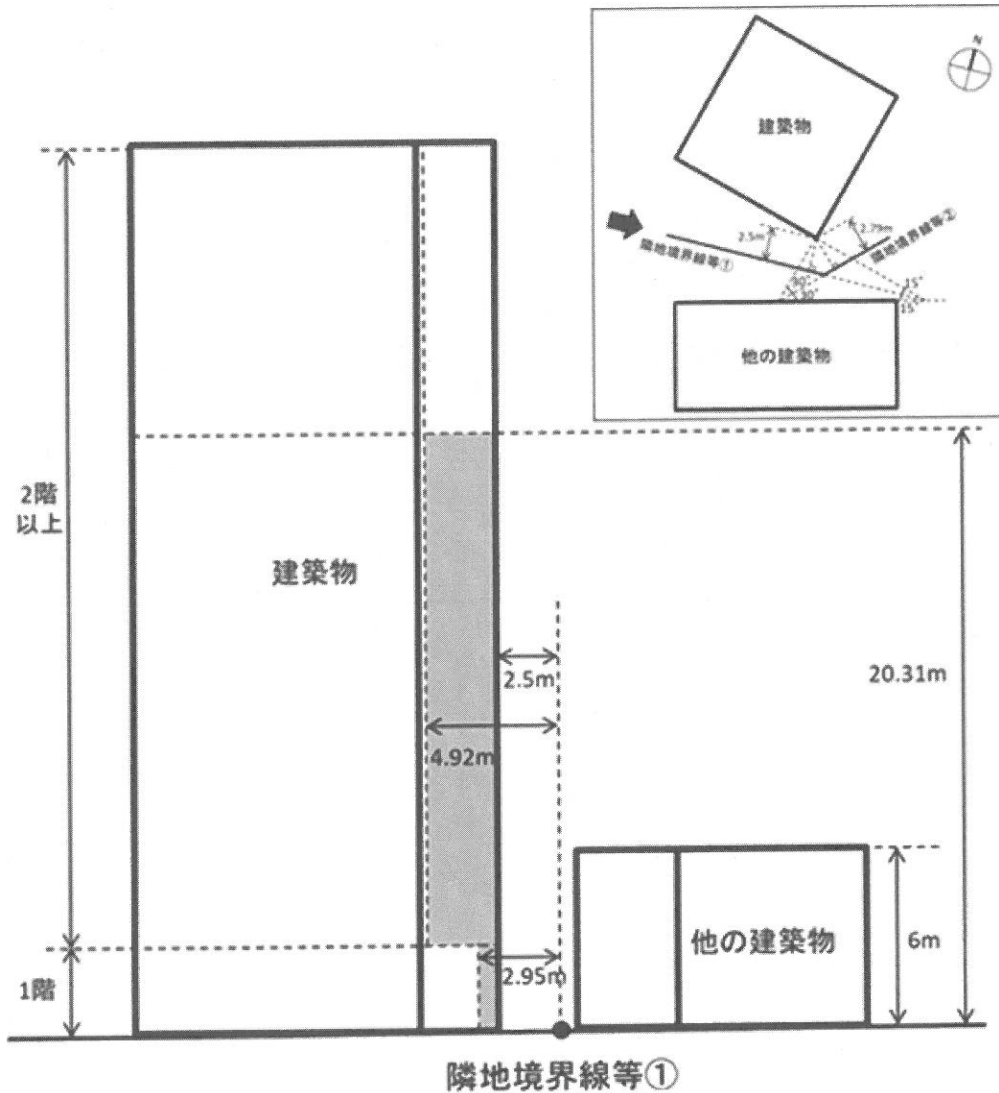
- ⑥ 同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じており、他の建築物が主要構造部が準耐火構造で高さ6mの建築物であった場合、本告示一における建築物の部分（イ及びロのいずれにも該当する部分）とは、隣地境界線等①を基線として考える場合、本告示一の式により、建築物の1階部分については $d = 2.95$ 、2階以上の部分については $d = 4.92$ となるため、本告示一ロにおいて、 d_{floor} の値は4.92となります。したがって、本告示一ロの式において、 $h_{\text{low}} = 6$ 、 $H = 10$ 、 $S = 2.5$ 、 $d_{\text{floor}} = 4.92$ を代入し計算すると、 $h = 20.31$ となることから、当該建築物の本告示一に示す部分（以下「部分①」とします。）は、以下の西立面図（以下の平面図の矢印の方向に建築物を見た時の立面図）の網がけ部分となります。

図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(6の1)



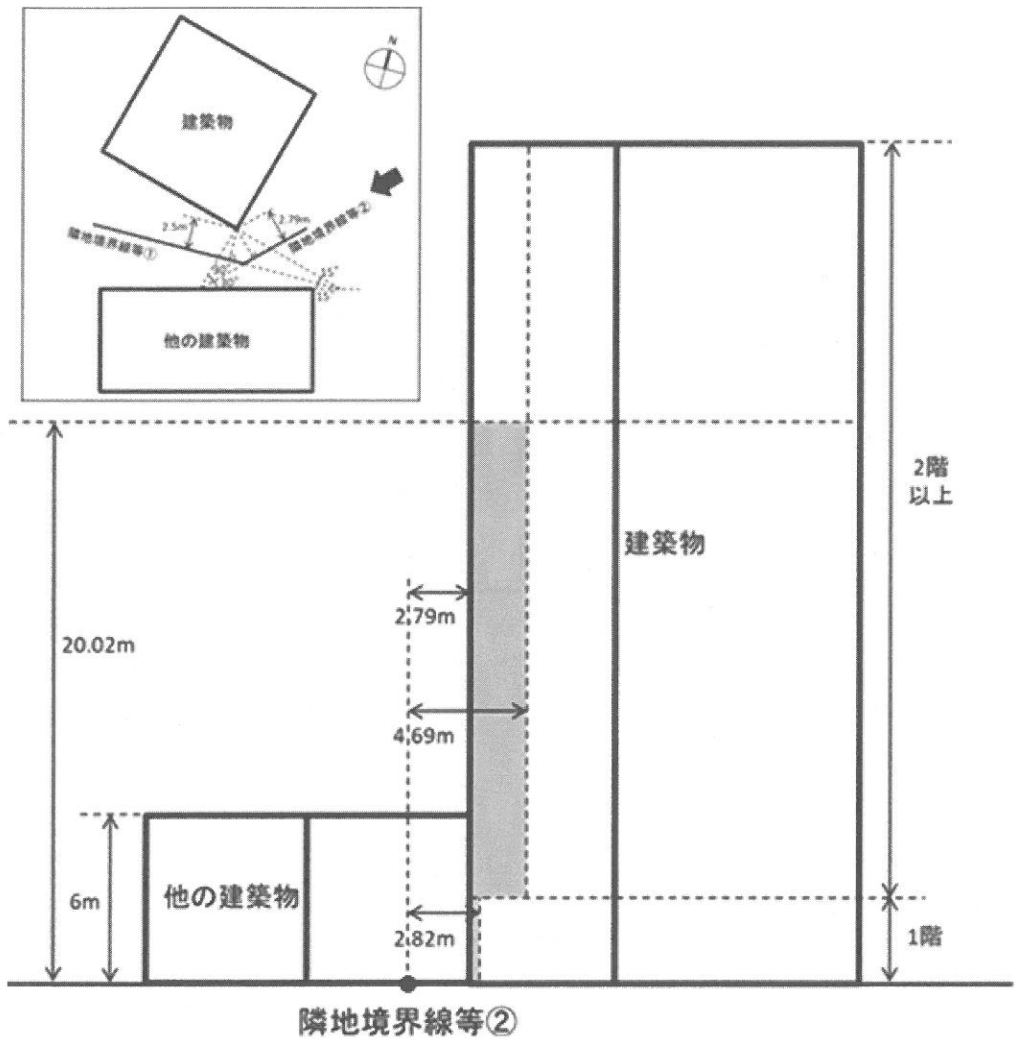
第1 総 則

図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(6の2)



隣地境界線等②を基線として考える場合、本告示一の式により、建築物の1階部分については $d = 2.82$ 、2階以上の部分については $d = 4.69$ となるため、本告示一口において、 d_{floor} の値は4.69となります。したがって、本告示一の式において、 $h_{\text{low}} = 6$ 、 $H = 10$ 、 $S = 2.79$ 、 $d_{\text{floor}} = 4.69$ を代入し計算すると、 $h = 20.02$ となることから、当該建築物の本告示一に示す部分（以下「部分②」とします。）は、以下の北東立面図（以下の平面図の矢印の方向に建築物を見た時の立面図）の網がけ部分となります。

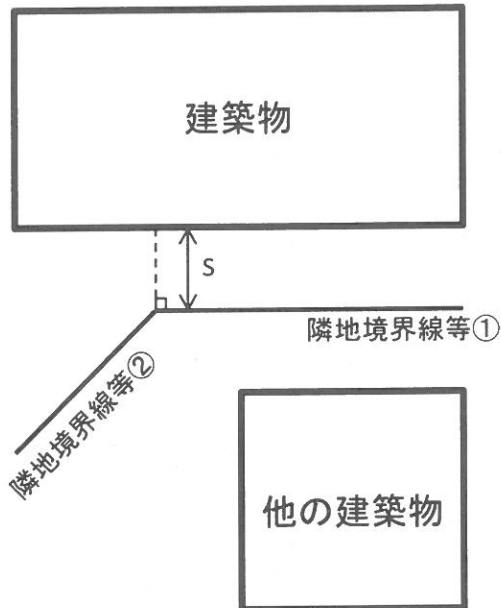
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(6の3)



最終的には、部分①と部分②を合わせた部分が当該建築物の延焼のおそれのある部分となります。

- ⑦ 同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じている場合、本告示一口の式における「S建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの」とは、以下の場合、「建築物から隣地境界線等①までの距離のうち最小のもの」及び「建築物から隣地境界線等②までの距離のうち最小のもの」のいずれも以下の平面図に示すSとなります。

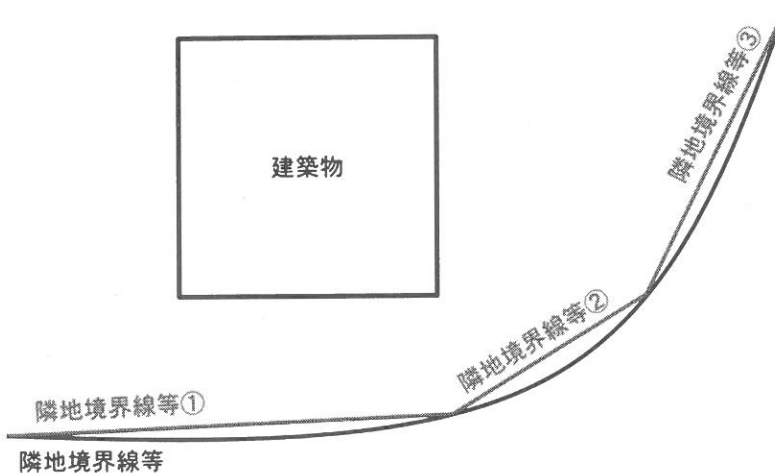
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化⑦



- ⑧ 隣地境界線等が湾曲している場合、隣地境界線等と建築物の外壁面との角度の求め方は、以下の平面図の赤線のように、当該隣地境界線等を複数（数は任意）の真っ直ぐな隣地境界線等であると近似して、それぞれの隣地境界線等ごとに角度を求めることとして差し支えありません。

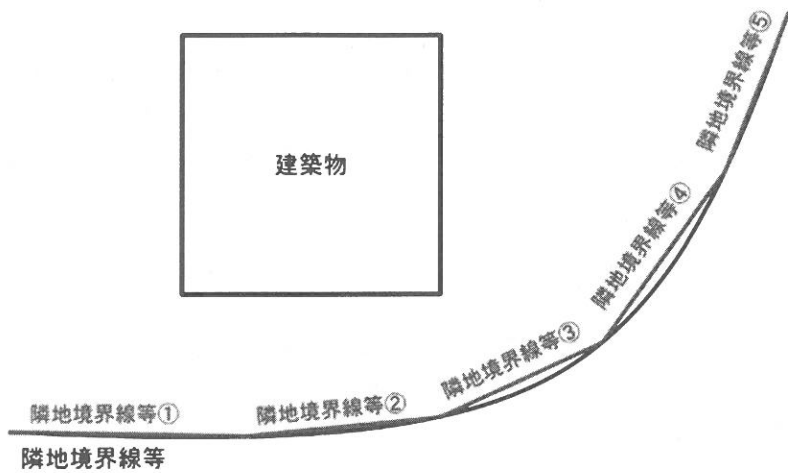
図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化⑧の1

近似例1



図：延焼のおそれのある部分の範囲の合理化(8の2)

近似例2



(出典：建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）に係る質疑応答集（令和2年7月15日時点）（国土交通省HP））

この「固有特定避難時間」は、在館者が地上までの避難を終了するまでに要する時間であり、当該建築物の各室における「火災温度上昇係数」及び在館者避難時間、常備消防機関の現地到着時間、火災が発生した場合の最大搜索時間、退避時間から算出される「実特定避難時間」により計算されます。

この固有特定避難時間に応じて本告示第1 1～3において、主要構造部や防火設備等の仕様が定められています。

本告示第1 5では、木造建築物の燃えしろを考慮した設計を行う場合に適用される「補正固有特定避難時間」の具体的な算定方法を定めています。

この「補正固有特定避難時間」は、木造建築物の燃えしろを考慮した設計を行う場合に適用されるもので、「実特定避難時間」に燃えしろ部分の炭化速度を考慮して算定することとされています。

○必要遮炎時間

7 前項の「必要遮炎時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{intg} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} \frac{t_{spread} - t_{ceiling}}{1 + \mu}$$

この式において、 t_{intg} 、 α 、 t_{spread} 、 $t_{ceiling}$ 及び μ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{intg} 必要遮炎時間（単位 分）

α 第4項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

t_{spread} 次の式によって計算した上階延焼抑制時間（単位 分）

$$t_{spread} = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{travel} + \max\{15(N-3), 0\}$$

この式において、 t_{spread} 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 t_{travel} 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{spread} 上階延焼抑制時間（単位 分）

t_{escape} 第4項に規定する在館者避難時間（単位 分）

t_{region} 第4項に規定する常備消防機関の現地到着時間（単位 分）

t_{travel} 次の式によって計算した火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{travel,i} = \Sigma \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{L_f}{v_f}$$

この式において、 $t_{travel,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 L_f 及び v_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel,i}$ 火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間（単位 分）

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室までの歩行距離（単位 m）

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位 m）

v_{fb} 第4項に規定する避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行速度（単位 1分につきm）

L_f 出火階の階段のバルコニー又は付室から火災室までの歩行距離（単位 m）

v_f 次の表の上〔左〕欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下〔右〕欄に定める出火階における歩行速度（単位 1分につきm）

出火階の階段のバルコニー若しくは付室から火災室までの廊下その他の避難の用に供する部分に令第126条の3第1項に掲げる基準に適合する排煙設備が設けられ、又は当該部分が外気に有効に開放されている場合	15
その他の場合	3

N 当該建築物の階数

$t_{ceiling}$ 次の表の上〔左〕欄及び中欄に掲げる当該他の外壁の開口部が設けられた室の区分に応じ、それぞれ同表の下〔右〕欄に定める天井燃烧抑制時間（単位 分）

スプリンクラー設備等が設けられている場合	天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。）の仕上げが	22
----------------------	--	----

	準不燃材料でされている場合	
	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	24
	その他の場合	0
その他の場合	天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	2
	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	4
	その他の場合	0

μ 次の表の上〔左〕欄に掲げる当該他の外壁の開口部に防火上有効に設けられているひさしその他これに類するもの（避難時倒壊防止構造の床の構造方法を用いるものに限る。）の長さに応じ、それぞれ同表下〔右〕欄に定める数値

ひさしその他これに類するものの長さ（単位 m）	数値
0.9未満	1
0.9以上1.5未満	1.25
1.5以上2.0未満	1.6
2.0以上	2

（最終改正 令2・2・26国交通告174）

屋根ふき材等の緊結（令39条関係）

◆令39条2項に基づく屋根ふき材等の構造方法

（昭46・1・29建告109）

概 要

本告示は、令39条2項に規定されている屋根ふき材、外装材、屋外に面する帳壁について風圧、地震等による外力に対して脱落しないように構造方法が規定されています。

○屋根ふき材の構造方法

第1 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がりを起さないように、たるき、梁、けた、野地板その他これらに類する構造部材に取り付けるものとする。
- 二 屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。
- 三 屋根瓦は、軒及びけらばから2枚通りまでを1枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては1枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し、又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。

（最終改正 平12・5・23建告1348）

POINT

屋根ふき材を構造部材に取り付ける方法や使用材料及び緊結金物等について腐食・腐朽するような材料を使用する場合には、有効なさび止めや防腐をする必要があります。

屋根瓦についてもはがれ落ちないよう下地への緊結方法等について示されています。

○外装材の構造方法

第2 外装材は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他これらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。
- 二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

POINT

外装材について屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石等についてはボルト等の金物で軸組や構造耐力上主要な部分（令1三）に緊結しなければなりません。また、同じくタイル等のものは銅線等の金物やモルタル等の接着剤で下地に緊結しなければなりません。

○帳壁の構造方法

第3 地階を除く階数が3以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 帳壁及びその支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。
- 二 プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によつてプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。
- 三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本産業規格（以下「JIS」という。）A5524（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））1994、JIS A5504（ワイヤラス）1994又はJIS A5505（メタルラス）1995にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。
- 四 帳壁として窓にガラス入りのはめごろし戸（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合にあつては、硬化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

五 高さ31mを超える建築物（高さ31m以下の部分で高さ31mを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。）の屋外に面する帳壁は、その高さの150分の1の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によつて帳壁が脱落しないことを確かめた場合においては、この限りでない。

（最終改正 令元・6・25国交通告203）

POINT

帳壁について対象となるものは地上3階以上の建築物に屋外に面するものが対象になります。また、高さが31mを超える場合には層間変形角 $\frac{1}{150}$ に対して脱落しないようにするか、または構造計算で脱落しないことを確かめる必要があります。

構造は次の方法で行う必要があります。

- ① 帳壁又は支持構造部分は構造耐力上主要な部分に取り付けます。
- ② プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動するか、または、構造計算又は実験によって著しい変形が生じないことを確かめます。
- ③ 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート等は、日本産業規格（JIS）に適合するか、同等以上の性能を有し、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結します。
- ④ 帳壁として窓にガラス入りのはめごろし戸（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合には、ガラスの落下防止措置が行われる場合以外は硬化性のシーリング材を使用はできません。

1 建築物の用途

屋根（法62条関係）

◆法62条に基づく防火地域・準防火地域内の屋根の構造方法 (平12・5・25建告1365)

概要

法62条では、防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないとされており、この政令で定める技術的基準は、令136条の2の2で以下のとおり定められています。

- ① 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものであること。
- ② 屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること。

この技術的基準に適合する屋根の構造方法として、本告示が示されています。

○防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造

第1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の2各号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料で造るか、又はふくこと。
- 二 屋根を準耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったものに限る。）とすること。
- 三 屋根を耐火構造（屋外に面する部分を準不燃材料で造ったもので、かつ、その勾配が水平面から30度以内のものに限る。）の屋外面に断熱材（ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォームその他これらに類する材料を用いたもので、その厚さの合計が50mm以下のものに限る。）及び防水材（アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。）を張ったものとする。

ること。

第2 令第136条の2の2第1号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、第1に定めるもののほか、難燃材料で造るか、又はふくこととする。

POINT

本告示第1では、令第136条の2の2第1号における防火上有害な発炎をしないもの、かつ、令第136条の2の2第2号における防火上有害な溶融、亀裂その他損傷を生じない屋根、本告示第2では、令第136条の2の2第1号における防火上有害な発炎をしない屋根の具体の構造方法を下表のとおり示しています。

令第136条の2の2第1号及び2号に適合する屋根（本告示第1）	次のいずれかとする。 ① 不燃材料で造るか、又はふくこと。 ② 屋根を準耐火構造（屋外に面する部分は準不燃材料）とすること。 ③ 屋根を耐火構造（※1）の屋外面に断熱材（※2）及び防水材（※3）を張ったものとする。 ※1 屋外に面する部分は準不燃材料で造り、勾配が30度以内 ※2 ポリエチレンフォーム、ポリスチレンフォーム、硬質ポリウレタンフォーム等で、厚さの合計が50mm以下のもの。 ※3 アスファルト防水工法、改質アスファルトシート防水工法、塩化ビニル樹脂系シート防水工法、ゴム系シート防水工法又は塗膜防水工法を用いたものに限る。
令第136条の2の2第1号に適合する屋根（本告示第2）	次のいずれかとする。 ① 本告示第1に定めるもの。 ② 難燃材料で造るか、又はふくこと。

本告示第2の構造方法については、火の粉によって屋根が燃え抜けても火災が発生するおそれのない不燃性物品を保管する倉庫その他これらに類するもの（平28・4・22国交通告693）の屋根に限り、その使用が認められています。

なお、本告示は、平成12年5月24日建設省告示1361号からの引用を受け、いわゆる法22条区域における屋根の構造方法の基準になっている点にも注意が必要です。